

委員就任までの流れ

Step 1

市公式 HP で登録制度の内容を確認・検討

名簿への登録を
申請する場合



Step 2

「公募委員候補者名簿への登録申請書」に必要な事項を記入の上、市に提出（持参、郵送、FAX、mail）してください。
また、市公式 HP の登録フォームからも登録可能です。



Step 3

登録完了

公募委員候補者名簿に登録されます。登録期間は、登録を希望された審議会等の委員の次期任期の期間となります。



Step 4

就任依頼

委員の改選時期や欠員が生じた場合、候補者名簿を基に市の担当課から就任依頼を行います。登録者多数の場合は、ご提出いただいた自己PRを基に選考を行いますので、登録された全ての方に就任依頼があるとは限りません。なお、審議会によって就任依頼時期は異なります（別添「令和7年度公募に係る審議会等資料」参照）。

就任してもよい場合

就任したくない場合



Step 5

公募委員に就任

就任見送り。名簿に登録継続するか判断。

step1 検討（ご案内が届いた方）

公募委員候補者として名簿に登録することについてご検討ください。

step2 登録申請書の提出・登録フォームへの登録（登録される方→市）

名簿登録を申請していただける方は、「公募委員候補者名簿への登録申請書」に必要事項を記入して、市へ提出してください。また、市公式 HP の登録フォームからの登録も可能です。

step3 登録完了（市）

上記登録に基づき、公募委員候補者名簿に登録されます。

step4 公募委員の就任依頼（市→登録していただいた方内、委員就任を依頼する方）

審議会等委員の改選等の際、公募委員候補者名簿を基に市の担当課から公募委員就任の依頼を行います。なお、登録者多数の場合は、選考を行ったうえで対象者を選定させていただきます。

step5 承諾の可否（委員就任を依頼された方→市）

市の担当課からの委員就任の依頼について、承諾の可否を回答してください。承諾をいただくことによって、公募委員に選任されることとなりますが、就任を断ることも可能です。また、この時点で今後の就任依頼を辞退することも可能です。